時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千八百四號
明治廿六年十一月四日　土曜日
舊暦癸巳九月廿六日（乙巳）
日出午前六時七分　日入午後四時四十二分
月出午前一時三十八分　月入午後二時三十六分
滿潮午前一時三十分　午後二時十分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿[illegible]付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を揚載するより各社同一の記事を掲ぐるのみと寡からず偶々時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に向て事實を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に還戻せず又本社に保存せず

時事新報

製鋼業と技師

今や政府には製鋼事業調査委員會の設けあり民間には製鋼株式會社の計畫あり議論紛々として其聲も亦甚だ高きが如し我輩は既往種々の經驗に照し又事業の性質を吟味して容易に之に贊同する能はざるものあるが故に此程[illegible]と題したる中にも專ら用心を嚴にしてその[illegible]の可なるを述べ且つ大製鋼所に對して大失敗を[illegible]らんよりは小製鋼所に就て小成功を積み以て漸次他日の發達進歩を期するに如かずと論じたりしが偶々我輩の說行はれずしてイヨ〳〵一大製鋼所の成立を見るにもありとせん敢て[illegible]に最も注意す可きは技師の撰擇なり原料の事將た販路の事等は世上區々の說も[illegible]らんに[illegible]技師の關係如何に至りては爲めに[illegible]事業の成敗にも關係を有するに拘はらず[illegible]合に懸念の薄きが如きは知らず果して充分の信憑を托するに足る者あるが故かと云ふに製鋼論者の自白にも本邦に始めての事業なれば五六年間は技術者の修練に仇なる時日を消過す可しと云々とて甚だ漠然たるが如し聞く目下我國にて製鋼の技術に任ずる者は僅々十餘人もあらん中に實際に於て稍々信憑す可きは二三名に過ぎずして其他學者もあり鍛工も少なからずと雖も或は學問に深くして技術に淺く或は一方に偏して他を知らざる等殆んど倚るに足らずと云ふも不可なきよし然りと雖も今日此際學者技術者に問ふに製鋼業の難易を以てせば必ずや技術上に於ては最早大丈夫の世の中なりと答ふるのみとならん苟も冶金の心得ある者は皆かくみろ云ふ可けれども西洋諸國にてすら眞に製鋼の技術者と稱す可き人物は容易に得べからざる程の次第にして日本にても從來此種の製造に就き吞みそ其技術者なれとて屢々舶來品擬造を試みて屢々失敗を重ね遂に無用の徒勢に歸したるは先例實に珍からず今度の計畫にて就ては申す迄もなく技術者の撰擇に粗漏のみとあるまじとは思へども萬一も其注意深からずして所謂五六年の修練期限も空しく過ぎ豫期の效果を見るみと能はずんば規模は大なり其始末の困難、實に想見る可し獨り民設の會社のみならず假令ひ政府にて施設するも一時に規模を大にして即效を期するは[illegible]の得たるものに非ず或は技術は略手に入りて誤らずとするも營業者の巧拙に從て製造費に差等あるを免れず現に今日に屈指せらるゝ二三の製鋼者にも同一の鋼鐵に[illegible]せ英百斤に付き十圓にて製するあり八圓にて製するあり或は五圓五十錢にて足るものもありと云ふ五圓と十圓とは殆ど倍の相違にして啻に損得に止まらず延いて事業の成敗存亡にも關するみとなれば許に此邊の調査を遂げ一意專心技術者の技術を奬勵して錢はます〳〵精良に價はます〳〵低廉ならんみとを勉め自然に事業の發達を俟つみろ國家の爲に採る可き正當の方針なれと我輩の竊に信ずる所なり元來我國人は製鋼術に於ても決して西洋人に劣る可しとは思はれず維新以前帶刀の時代に在ては帝室を始め刀を以て武門武士の魂となし之を尊重するみと深かりしが故に刀劍の鍛冶は百千年來日本唯一の技術にして之が爲めに精神を勞し實力を費して其製を得たる寶劍は白虹を吐き赤電を飛ばして世界に其比を見ず今の砲丸銃身其他の如き固より鍛刀の法を以て一概に推す可らずと雖も其鍛を研究玩味するの趣は則ち相互に似たるもの多し若しも之を奬勵するみと昔し皆で刀を尊重したるが如くせば我國人固有の特性を發揮して遂には近時西洋諸國に有名なる製鋼法の[illegible]奧に達し其名譽を博するも必ずしも[illegible]なきにあらず[illegible]を成す如何せば可ならん敢て大製鋼所に對して[illegible]の如き[illegible]みより小製鋼所にも[illegible]賭せんか[illegible]にもよりて[illegible]なき[illegible]を及ぼし互に相競はしめて以て自然の進歩を期せんか[illegible]の事實に照らして將來を[illegible]

雜報

保護の法を贊成するものなり

○無效勅令の廢止

明治二十四年勅令第百三十六號は帝國大學職員の定員に關する規則にして總長（一人）分科大學長（六人）教頭（六人）書記官（專任二人）舍監（專任二人）書記（七十三人）技手（百十八人）と定めあれども此の勅令たる、實は本年九月十日より既に已に實施したる彼の帝國大學官制（本年八月十日發布の勅令第八十三號）の爲めに實際上其の効力を失し居るものなり况して此の新官制に依れば教頭を置かず舍監は從來の如く專任となさずして教授助教授の中より補する定めにして教頭も專任舍監も疾に廢したるなり故に一昨年の勅令百三十六號は大學の新官制實施と共に廢せざるべからざるものなりしにも拘らず當局者は之を其儘に捨置きて漸く來る十日より廢止する事となしたるものなれば恰も無効の勅令を六十日間生存せしめたる譯なりと云ふ

○大統領讓らず

近頃シャーマン法廢止案の討議に付き種々議論のありし時大統領クリーヴランド氏は屢々其說に同意せんみとを請求されしものと見へ十月二日華盛頓發の報に曰く大議員カーライル氏は議合のみとに付き再び大統領と相談したれども滿足なる結果を得ざりしクリーヴランド氏が其主張者に答へたる要旨は廢止案贊成者が力の限り論議して多數を得る能はざるの證跡を見るに至らざれば他の相談に預る能はず萬一左る場合にも至れば比較上害少きが故に其說に從ふみとあるべきのみと云ふにあり云々

○獨逸移住民の徵兵檢査

獨逸政府は米國に居留する同國人をも檢査して兵役に就かしむるみとに決し既に紐育の獨逸領事館にては之を實施せり毎月第一土曜日體格を檢査し增ふる能はざるものなれば證明書を與へ相當と見ふるものへは歸國を勸誘し若し其諭告に從はざるに於ては本國に殘したる財產を沒取し兵役期滿領域に足を入るゝや否や拘留して相當の刑に處する筈なりと云ふ就ては米國人中には其處置に反對し外國政府が此國に於て其國の徵兵檢査を爲すの權理ありや如何ん既に英國は權理なきものと看做すと論議するものあれど獨逸政府は斯くして兵役を逃れん爲め外國へ渡るものを防がんとするものゝよし

○自由黨と和歌山縣の代議士

和歌山縣選出代議士兒玉仲兒、關直彥外三名の諸氏は世に陸奧派若くは紀州派と稱せられ今日迄は何れの黨派にも與せずして陸奧宗光氏の[illegible]と[illegible]とに依り或は民黨と看見られ非民黨とも見られたる一派の代議士なりしが此頃聞く所に據れば右五名の代議士は今後星亨氏を紹介として自由黨に加盟せんみとを申出でたるも同黨本部にては和歌山の地たる已に支部の設立もありて其自由黨[illegible]は第一[illegible]來會に[illegible]の[illegible]代議士を[illegible]しも[illegible]陸奧派と稱せらるゝ人々を[illegible]して彼此の[illegible]氷炭相容れざるの[illegible]今日[illegible]本部の[illegible]を以て[illegible]に其加盟を承諾すべくも非ざれば一應支部の意見を聞くべしとて已に支部へ向け右の[illegible]を[illegible]しおかば[illegible]の時あり若し此時の如くんば遠からずして其加盟の許否も決定するや[illegible]も[illegible]支部に就ては支部にても定めて随分種々の議論もあるべく[illegible]支部のみならず本部にても[illegible]さへ